

みなさん、おはようございます。日本共産党市議会議員団の末田正彦です。通告に従って順次質問いたします。

質問事項の 1 点目は、防災対策についてであります。

昨年 3 月 11 日に起こった東日本大震災から間もなく 1 年を迎えようとしています。今なお全国で 33 万人を超える避難者の方が不自由な生活を余儀なくされています。日本共産党は、今後とも被災者支援に力を尽くすとともに、近い将来予想される東海・東南海・南海の三連動地震に備えるためにも、防災対策の強化・充実を求めて頑張っていきたいと思っています。

昨年、倉敷市は、台風 12 号により家屋の全半壊、土砂災害、浸水災害で 4,500 件を超える被害に見舞われました。今回は、災害の未然防止対策の観点から 4 点お尋ねし、当局の見解をお聞きしたいと思います。

最初に、住宅地に潜む「盛土」崩壊の危険について質問いたします。

東日本大震災で、宮城県仙台市では太白区、青葉区などの宅地造成地で地すべりによる宅地、家屋の被害が起きました。その多くが、谷埋め盛土の造成地であったと言われて

います。こうした東日本大震災の教訓もふまえ、既存の宅地開発地、とりわけ谷埋め盛土が行なわれている住宅地の安全性の確認と把握がまず必要だと感じています。過去の地形は、当時の都市計画図などで推定することは出来ると思います。また、後の質問にも関係しますが、建設残土捨て場の盛土では宅地開発よりも基準が緩いため、その危険性はさらに高いでしょう。

M9 クラスの三連動地震の発生が予想される中、宅地造成地など人工斜面の安全性の現状把握は出来ているのかお聞きしたいと思います。答弁を求めます。

次に、がけ地に対する防災工事に公費助成を求めて質問いたします。

昨年の台風 12 号で、知り合いの家の石積み擁壁が崩れて大きな被害が出ました。「なにか市役所で支援してもらえる制度はないだろうか」と相談が寄せられました。「残念だが、倉敷市にはないんだ」と告げるしかありませんでした。先日、新しくブロック積みの工事をおこない復旧されましたが、大変な負担だったとお聞きしました。

擁壁などの改修工事の促進を図り、安全・安心のまちづくりのためにも、宅地災害の防止や復旧工事に対して、工事費の一部を支援する制度があってもいいのではないのでしょうか。

この場で二度ほど、金沢市の制度を紹介しました。上限はありますが、相手方が道路などの官有地の場合、補助率は 3/4。民有地の場合は補助率 1/2 という具合で設計費、工事費に対して補助が出ます。

近年、川崎市、横浜市、東京都大田区、台東区などにも補助制度が広がっています。災害は未然に防ぐという見地から、本市でも取り組んでみてはどうか、答弁を求めます。

次に、地震動対策について2点質問いたします。

まず、地震ハザードマップについてお聞きします。

現在、中央防災会議において東海・東南海・南海の三連動地震について、震度分布・津波高の検討、人的・物的被害想定等の検討、具体的な対策の検討などが行なわれているようです。

各種ハザードマップもこの検討結果に沿った方向での見直しが必要となりますが、来年度予算案には、なぜか地震ハザードマップの見直しがあげられていません。現在の地震ハザードマップは、中央構造線を震源とするM8.0の地震を想定したのになっています。予想される三連動地震はM9.0になるといわれており、地震のエネルギーはM8.0の32倍に相当します。見直しを図るべきではありませんか。

そして見直しにあたっては、1995年兵庫県南部地震の教訓を生かしたものにすべきです。岡山理科大学の西村敬一教授は、兵庫県南部地震を検証する中で、震度分布の原因をつかむには、深い岩盤＝地震基盤の構造に目を向けなければならないことを明らかにしました。現在の地震ハザードマップでは、表層の硬めの堆積層＝工学基盤までの地盤情報しか使われておらず、地震基盤の深さと形状が考慮されていません。

西村教授は、重力探査法という手法を用い、7年間にわたって県南地域を調査して、地震基盤の深さと凹凸を測定し、焦点効果による地震波線集中度の分布を明らかにしました。この西村教授の考察を、最新の知見を、今後の地震ハザードマップの見直しに活かすべきだと考えますがどうか、当局の見解を求めます。

次に、建物の耐震化について質問いたします。

地震による人的被害、経済的被害を少なくするためには、住宅の耐震性の確保は重要であり、住生活基本計画策定時の市民アンケートの回答からも、耐震性の確保、の意向が強くなっています。しかし、現実には、耐震改修補助制度を利用して耐震化を図った住宅は、平成18年からの5年間で25戸にとどまり、遅々として進んでいないのが実態です。耐震改修促進計画によれば、本市の住宅の耐震化率は、平成19年度末で72%。平成27年度末までに90%にすることを目標にしています。

耐震化が必要な住宅の居住者には、高齢者なども多く、経済的な理由から耐震改修を断念する傾向が強いこともあげられています。今後、実践的にどのように進めていこうと考えているのかお示してください。

この項の最後は、雨量計の効果的な配置を求めている質問です。

児島支所の職員の中からも要望が出されていたのですが、今回は要望にとどめ、割愛させていただきます

質問事項の2点目は、保健福祉行政についてであります。

まず、不妊治療費助成の充実を求めて質問いたします。

子どもが欲しくても出来ない、不妊で悩む多くの夫婦がいらっしゃいます。倉敷市の特定不妊治療助成事業は、平成 22 年度では 374 件の利用があり、毎年その利用件数は増えています。

先日、不妊治療を受けている知人から相談が寄せられました。市長あての手紙を預かってきましたので紹介し、質問にかえたいと思います。

(手紙を読む)

市長、思いは聞いていただけましたか。

そこで端的にお聞きしますが、1 点目は、特定不妊治療助成事業の所得要件の緩和を求めたいと思います。

2 点目は、一般不妊治療にも公費助成を求めたいと思います。答弁を求めます

次に、ロタウイルス感染から乳幼児を守るために、予防ワクチン接種に公費助成を求めたいと思います。

毎年冬から早春にかけて、乳幼児にロタウイルス胃腸炎が流行します。ほぼすべての乳幼児が 5 歳までに感染すると言われ、特に免疫力が弱く、胃や腸も未発達な赤ちゃんで、重症化することがあります

いったん感染したロタウイルスに対する特効薬はなく、ワクチン接種が現時点での最も確実な予防法と言われています。2004 年頃からこのワクチンを実施しているアメリカでは、入院を必要とするような重症なロタウイルス胃腸炎が激減しているようです。

現在、2 回接種で費用は約 3 万円と高額です。国が接種費用を助成すべきかどうか検討を始めたようですが、市として子育て支援策として公費助成を行ったらどうか、答弁を求めます。

次に、大内保育園中洲分園について質問いたします。

この 4 月から、大内保育園中洲分園は、現在 3 歳児以上で定員 55 人のところを、受入年齢を 1 歳引き下げ、2 歳児以上で定員 80 人に増員するとしています。中洲分園は大内幼稚園の空き教室を借りて運営されていますが、待機児童対策としてのこのあり方は、どうでしょうか。80 人の定員という、もはや分園の域をはるかに超えています。

一般の園と比べても、園庭は狭く、遊具も十分ではありません。そして、給食室がなく、給食は本園からの搬入となっています。議会答弁でも明らかなように、給食についての方針は、「一人ひとりの子どもの発達段階に応じた給食を提供するとともに、積極的に食育を推進するため、保育園内での給食調理を行っている」であります。衛生上の注意を払うことは当然ですが、2 歳児受け入れでおやつの回数も増え、給食のあり方も変わり、現在でも不十分な施設で配膳は十分に行なえるのでしょうか。

さらに、職員の就労状態も倉敷市職員労働組合の平成 22 年度調べによると、年休の取得状況は、全体平均の 27%、逆に時間外勤務状況は、全体平均の 157%と労働強化の実態が見て取れます。

保育園の主人公は、ほかならぬ園児です。発達と安全に必要な空間・設備と、園児の育ちを保障する保育師さんがいきいきと働くことのできる労働環境が必要です。

保育園を待っている児童数は、2/1 現在、待機児 44 人、保留児 656 人と聞いています。待機児童対策として、分園でお茶を濁すのは大いに問題です。分園は早急に解消し、ちゃんとした正規の園をつくり、待機児の解消を図ることこそ、「子育てするなら倉敷市で」を標榜する伊東市長の果たすべき責任ではありませんか。答弁を求めます。

この項の最後は、児島市民病院について質問いたします。

重複をさせて、端的にお聞きします。今議会において市長は、「経営形態と建替えについて、合わせて検討する時期にきている」と答弁されました。その検討に際して、市長には是非とも頭に入れておいてもらわなければならないことがあります。

平成 20 年 10 月 2 日、「児島市民病院の医師を確保し、地域医療を充実させることを求める」41,460 筆の署名を市長にお渡ししました。2 か月足らずのうちに、児島に住む人の 55%を超える人たちが署名に応えたわけです。それは何故か、それは市立病院としての児島市民病院の存続・充実・発展を望む声が、その根底にあったからです。41,460 筆の署名に寄せられた住民の思いに沿った方向で検討すべきです。答弁を求めます。

次の質問に移ります。質問事項の 3 点目は、児島宇野津建設残土崩落事故についてであります。

まず、猪ノ熊谷の建設残土崩落事故について質問いたします。

3 月 6 日、土砂埋立事業地からの土砂流出により、新池及び治山ダムに堆積した土砂約 2,200 m³撤去の行政代執行宣言が行なわれました。この代執行は、稲作に必要な農業用水の確保のために行なわれるものです。農家の皆さんにとっては、とりあえず一歩前進との思いではないでしょうか。

この土砂崩落事故は、度重なる是正指導にも従わず、条例に違反した土砂埋立によって引き起こされたものです。事業者の責任は、いささかも曖昧にしてはなりません。代執行費用の徴収を行なうのはもちろんのこと、断固とした厳しい処分がされなければなりません。

そして、こうした事業者に許可を与えた市当局の責任も重大です。結局回り回って、市民の大切な血税が投入されることになったわけです。猛省を求めます。

そこで、お尋ねしますが、今後のこの問題の処理についてのスケジュールはどうなっているのでしょうか。第二には、長谷川工業の埋立地については、不完全なまま放置されていますがどう対処するつもりでしょうか。第三には、こうした悪質な条例違反事業者へは厳しい処分を求めるものですが、当局の見解をお示してください。答弁を求めます。

次に、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区への開発についてお尋ねします。

現在、土砂崩壊で問題になっている猪ノ熊谷の土砂埋立事業地は、土砂で埋まった治山ダム、新池を含む土砂災害危険箇所保全対象区域の上部にあたります。土砂災害危険箇所というのは、土砂災害による被害の恐れのある箇所というものです。

また、この猪ノ熊谷の西隣の谷、貝割谷が倉敷市から2,300㎡の埋立て事業の許可のもと埋立てられています。ここに、新たな大規模処分場計画が明らかになり、宇野津の方々から不安の声が持ち上がり、先般も自治会役員の方が倉敷市に対して、「倉敷市は計画を認めるな」との要望を行なったとも聞いています。この地域は、山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区に指定されています。土砂が崩壊・流出する危険な地区ということです。

猪ノ熊谷あるいは貝割谷のように、開発によって下流域に被害を与えることが心配される土砂災害危険箇所、山地災害危険地区への土砂堆積、開発は大問題であり認めるべきものではないと考えます。当局はどう認識しているのか見解をお尋ねします。

さらに言うと、貝割谷での新たな大規模処分場計画で、隣接地地権者などの説得工作で動いているのが、ほかならぬ猪ノ熊谷の土砂崩壊を招いた悪質な条例違反事業者であることを付け加えておきます。宇野津の住民の思いは、大規模処分場計画断固反対であります。

次に、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区での開発規制を求めたいと思います。

県も市もこれらの危険箇所や区域で、その開発についての規制を設けていません。こうした地域には、開発を認めるべきではなく、条例による規制を設けるなどの開発規制が必要なのではありませんか。答弁を求めます。

質問事項の4点目は、倉敷市住生活基本計画と住宅リフォームと題して、2点質問いたします。

まず、住宅リフォームの地域経済への波及効果についてお尋ねします。

倉敷市住生活基本計画の中では、「長期に居住できる住宅の普及」を目指すとあります。既存住宅においては、耐震性や設備機能面での向上を図り、長期にわたって住宅を利用するためには、リフォームが必要です。

私の家も一昨年の秋、リフォームしました。建築後20年が経ち傷んでいましたが、全部リフォームする余裕はありませんから、大事なところを中心に直しました。まずは外壁の塗装です。耐久性の向上に必要です。そして台所、洗面所の水回り。リビングの内かべの改装です。

この工事にどのくらいの業種の方が携わったと思いますか。まずは大工さん、そして電気屋さん、水道屋さん、ガス屋さん、内装屋さん、建具屋さん、タイル屋さん、ペンキ屋さん、足場組のとび工の人など直接かかわった方でもこれだけいます。そして、この方々に材料を納めるそれぞれの納入業者さんと材料メーカー。廃材が出ますのでそれを処分する廃棄物処理業者さん。わずかなリフォームでも多くの方々の共同の力が必要でした。お金を借りましたので銀行にもお世話になりました。

これに加えて、増築をしようものなら土工さん、型枠大工さん、鉄筋屋さん、屋根屋さん、板金屋さん、和室にすれば畳屋さんに左官さん。時にはクレーン車、コンクリートポンプ車も必要でしょう。そして、手続きも必要ですから、建築前には建築士さん。出来た後には登記が必要ですから土地家屋調査士さん。銀行からお金を借りていれば抵当権の登記が必要で司法書士さん。さらに多くの方々の協力が必要となってきます。

そして、家がきれいになるとカーテンを替える、照明器具も新しくする。場合によれば家具を買い替えることもあるでしょう。

このように住宅リフォームというのは、多くの方々の手によって行なわれ、極めて裾野の広い事業で、地域経済への波及効果は大きなものがあると言えるでしょう。そして、住宅の長寿命化という政策目的にも合致するのではありませんか。

倉敷市は、こうした住宅リフォームの地域経済への波及効果をどのように捉えていますかお尋ねします、答弁を求めます。

今、地域の経済は疲弊しています。先日、市内の各商工会議所を訪問し、日本共産党が発表した「消費税増税ストップ！ 社会保障充実、財政危機打開の提言」を持って懇談しました。そこで話に出されたのは、「事業資金の優遇制度があるが、借りる人がいない」設備投資が無いのです。そして、「景気を良くするためには、お金が回らなければだめだ」とも言われました。消費活動が活発になれば景気は回復しません。

現在、倉敷市の中小・商工業に対する支援策は、本当に貧弱です。「がんばる中小企業応援事業費」だけ、わずか2,000万円ほどです。地域経済への波及効果という点については検証はされていないでしょう。一方、大企業向けには、競争力強化促進奨励金2億円をはじめとする企業誘致推進事業に、9億4千万円の予算をつけています。ここに、伊東市長の中小企業支援に対する姿勢の弱さがあらわれていると指摘せざるをえません。

代表質問でも触れたように、市内全事業所数の99.7%、そこで働く人全体の88%を支える中小企業を元気にすることが、景気回復を促す道です。その一つの手立てとして、この間、住宅リフォーム助成制度の実施を強く求めてきました。

ここで、住宅リフォーム助成制度のおさらいをしておきましょう。この制度は、住宅をリフォームするときに、市内の地元業者に工事を依頼した場合、自治体が工事費の一部を助成するというものです。使われた税金の何倍もの経済効果が生まれていると全国で実証されています。私の最初の質問であった7年前の2月議会時点では、87自治体での実施でした。それが、現在4県を含む416の自治体で実施されるまでに広がっています。しかし、倉敷市は、「他市の取り組み状況を注視する。他の施策との整合性について検討する」の一辺倒で前へ進もうとしません。

そこで質問ですが、倉敷市は、この住宅リフォーム助成制度が全国に大きく広がっている要因について、どのように考えていますか。

また、市長は、住宅リフォームに対する助成について、「私有財産への税金投入はいかなるものか」との認識を持っていらっしゃるようですが、時代遅れの考え方と言わざるをえません。市長が、住宅リフォーム助成制度の実施について背を向けるのは、本心がここにあるからではないですか。時代遅れの認識を改めることを求めるとともに、なぜ背を向けるのか、この点について答弁をお願いします。

以上、質問といたします。